

公益財団法人武田太加志記念能楽振興財団 定款



平成28年10月28日作成
平成29年 2月22日改訂
平成29年 4月24日改訂
平成29年 6月16日改訂
平成29年 8月 1日改訂
平成30年 1月25日改訂

公益財団法人武田太加志記念能楽振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人武田太加志記念能楽振興財団と称する。
また、英文表記は、Takashi Takeda Memorial Nohgaku Foundationとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、故 武田太加志の遺志を受け継ぎ、能楽師の芸道の発展に努め、能楽並びに広く日本の芸能文化の普及に関する事業を行い、もって我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 能楽の公演の企画、開催、及び受託
 - (2) 能楽師の修練を目的とする事業
 - (3) 能楽及び日本文化の普及啓蒙を目的とした事業
 - (4) 能面、能装束の活用、修繕並びに維持管理
 - (5) 武田修能館の活用及び維持管理
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、別表第1及び別表第2の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

（事業年度）

第7条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会が評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 評議員には、理事のいずれか1人とその配偶者及びその6親等内の血族並びに3親等内の姻族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人とその配偶者及びその6親等内の血族並びに3親等内の姻族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

(2) 評議員には、監事とその配偶者及びその6親等内の血族並びに3親等内の姻族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない

(3) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

10 第8項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

11 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員は、原則として無報酬とする。ただし、評議員会が特別に認めた評議員

に対しては、各年度の総額が180万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 事業報告及び貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければな

らない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、第3項の専務理事及び常務理事をもって、同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 前項にかかわらず、前項に定める以外の理事から業務を分担執行する理事を選任することができる。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 評議員会が役員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 理事のいずれか1人とその配偶者及びその6親等内の血族並びに3親等内の姻族（次号において、「親族」という。）その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (2) 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親

族その他特殊の関係がある者を含む。) 並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

3 理事長、専務理事、常務理事及び業務を分担執行する理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事、常務理事及び業務を分担執行する理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長に事故があるときは、専務理事がその業務執行に係る職務を代行するものとする。

4 専務理事に事故があるときは、常務理事がその業務執行に係る職務を代行するものとする。

5 理事長、専務理事、常務理事及び業務を分担執行する理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。

2 前項の規定に関わらず、常勤の理事、及び評議員会が認めた非常勤理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 第1項の規定に関わらず、評議員会が認めた監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

4 理事及び監事には、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会が予め定めた順位に従い、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会が予め定めた順位に従い、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、あらかじめ決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の3分の2以上が出席し、その3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

- (1) 第8条の承認
- (2) 第9条の承認
- (3) 重要な財産（基本財産を含む）の処分及び譲受け
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事業の一部の譲渡
- (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条に従い、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事、並びにその理事会において選任された議事録署名人1名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 顧問

（顧問）

第34条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について、参考意見を述べることができる。

3 顧問の任期、選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を、理事会の承認により支払うことができる。

第9章 会員及び会費

（会員）

第35条 この法人に、維持会員及び賛助会員を置くことができる。

2 維持会員は、この法人の事業目的に賛同及び協力する能楽師個人とする。

3 賛助会員は、この法人の事業目的に賛同する、法人、団体、及び個人とする。

(会費)

第36条 会員は、この法人の事業及び管理運営を援助するため、理事会の定める会費を納入する。

(会員規程)

第37条 会員に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において定める会員規程による。

第10章 委員会

(委員会)

第38条 この法人は、事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、任期を定めた上で、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、能楽師、会員、学識経験者、及びその他のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の構成、任務、権限及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める委員会運営規程による。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配制限)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

清水志房 太田達男 岩本一典 清水宗和 小川博久 宇田川真紀雄

2 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 清水友志 松木千俊 清水尚浩 藤原 史 佐川勝貴 久保比登美

設立時監事 土屋純一 高梨 純

3 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選任する。

4 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都中野区中央1丁目26番6—205号 清水志房

東京都中野区中央1丁目50番17—907号 清水友志

5 当法人の設立当初の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、当法人成立の日に始まり平成29年10月31日に終わる。

附 則

1 別表の改訂を平成29年2月22日より施行する。(同日評議員会決議)

附 則

1 この定款の変更を平成29年4月24日より施行する。(同日評議員会決議)

附 則

1 この定款の変更を平成29年6月16日より施行する。(同日評議員会決議)

附 則

1 公益法人法第9条第1項の規定により、この定款の変更を平成29年8月1日より施行する。

附 則

1 この定款の変更を平成30年1月25日より施行する。(同日評議員会決議)

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条、第6条関係）

設立者 清水志房

財産種別	場所・物量等
金銭	金150万円
建物	<p>一棟の建物の表示</p> <p>所 在 中野区中央一丁目27番地8</p> <p>構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建</p> <p>床面積 1階 470.88平方メートル</p> <p>2階 447.38平方メートル</p> <p>3階 393.68平方メートル</p> <p>4階 333.46平方メートル</p> <p>専有部分の建物の表示</p> <p>家屋番号 中央一丁目27番8の24</p> <p>建物の名称 103号</p> <p>種 類 舞踏場</p> <p>構 造 鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>床面積 1階部分 352.07平方メートル</p> <p>2階部分 8.68平方メートル</p> <p>この価額 金2,220万円</p>
土地	<p>所在 中野区中央一丁目</p> <p>地番 27番8</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 910.38平方メートル</p> <p>持分910380分の199599</p> <p>この持分の価額 金12,200万円</p>

設立者 清水友志

財産種別	場所・物量等
金銭	金150万円

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第5条、第6条関係）

設立者 清水志房

財産種別	物量等
能面等	能面 114点 能装束 338点 能楽小物道具等 315点 平成25年5月以前取得 この価額 金18,012.2万円

以上、一般財団法人武田太加志記念能楽振興財団設立のため、設立者清水志房及び清水友志の定款作成代理人である司法書士相馬計二は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

設立者 東京都中野区中央1丁目26番6—205号 清水志房

東京都中野区中央1丁目50番17—907号 清水友志

平成28年10月28日

上記設立者の定款作成代理人

東京都千代田区紀尾井町3番32号

司法書士 相馬計二



平成 30 年 1 月 25 日

上記は当法人の定款の原本と相違ない。

公益財団法人武田太加志記念能楽振興財団

理事長 清水 友志

